平成２４年（フ）第１３４８号
広島市安佐北区三入東１丁目15番28号
債務者　森原ツタヱ
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４２０号
愛媛県松山市朝生田町７丁目11番26号
債務者　酒井　恒美
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４３４号
愛媛県松山市和泉北２丁目10番３号　ハイツ原宿203号
債務者　堀内　澄夫
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２号
宮崎市福島町寺山3057番地
債務者　雨田　明美
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１２２号
宮崎県小林市南西方1889番地５
債務者　宇都　恵子
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第６６号
鹿児島県大島郡知名町大字知名920番地　富貴宿舎201
債務者　安藤秀一朗
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第１１８号
鹿児島県姶良市加治木町木田1113番地２　ハイム北薗Ａ棟101号
債務者　南　　愛子（旧姓豊田）
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第３号
鹿児島県霧島市牧園町三体堂1746番地11
債務者　二見　節子（旧姓岩片）
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第５号
鹿児島県霧島市国分姫城南６番８号
債務者　仲田　優子（旧姓下川）
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第１２４号
鹿児島県薩摩川内市五代町2007番地　西田コーポ103、前住所鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野15番地11
債務者　田上　敬一
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第２３１号
長野市大字三輪1239番地２　１―209
債務者　八木　和久
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３２号
長野県飯山市大字飯山7354番地４
債務者　阿部　愼吾
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３９号
長野市大字鶴賀416番地６　セブンリバーハウス204号
債務者　髙野りつこ
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７８号
長野県下伊那郡高森町吉田2277番地５　サニーハイムＫ102号
債務者　瀬川　和博
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第１４５５号
京都府宇治市宇治池森44番地の11
債務者　松岡　明彦
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４９６号
京都市山科区大宅打明町２番地　山科大宅団地２棟401号
債務者　香川なれい
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１６０７号
京都府相楽郡南山城村大字南大河原小字湯矢畷21番地、住民票上の住所三重県伊賀市伊勢路286番地の２
債務者　枡井　定美
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２２号
京都府長岡京市八条が丘１丁目５番地　長岡天神ハイツ10棟301
債務者　長谷川理恵
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係